福祉医療制度の申請をお忘れなく

病院などで支払う医療費（保険診療分）の助成を行っています。助成を受けるには申請が必要です。申請書類など詳しくは下記へお問い合わせください。

<table>
<tr><th>助成項目</th><th>対象</th><th>自己負担</th><th>所得制限</th></tr>
<tr><td>乳幼児</td><td>小学校就学前までのお子さま
※出生日からの助成</td><td rowspan="3">なし</td><td rowspan="2">なし</td></tr>
<tr><td>小中学生
※入院費のみ</td><td>小中学生（15歳到達後最初の3月31日まで）のお子さま
※事後申請制。医療機関などで支払った翌日から5年以内に申請。</td></tr>
<tr><td>精神障害者（児）・精神障害老人
※精神通院費のみ</td><td>精神障害者保健福祉手帳1～2級で、自立支援医療（精神科通院医療）の受給を受けている人※（1）</td><td rowspan="7">あり</td></tr>
<tr><td>母子家庭・父子家庭</td><td>18歳未満の児童（障害のある20歳未満の子）を養育している母子・父子家庭の母・父とそのお子さま※（1）</td><td rowspan="4">あり
（本人の所得によって異なる）</td></tr>
<tr><td>重度心身障害者（児）</td><td>次のいずれかに該当する人※（1）
・身体障害者手帳1～3級
・療育手帳Ａ1～Ｂ1
・特別児童扶養手当証書1～2級</td></tr>
<tr><td>重度心身障害老人</td><td>65歳以上の後期高齢者医療制度の被保険者で次のいずれかに該当する人※（1）
・身体障害者手帳1～3級および4級の一部
・療育手帳Ａ1～Ｂ1
・精神障害者保健福祉手帳1～2級
・障害年金1～2級受給者</td></tr>
<tr><td>ひとり暮らし寡婦</td><td>65歳未満で次のすべてに該当する人※（1）
・以前母子家庭だった人
・一人暮らしが1年以上続いていて、今後も同じ状態が続くと見込まれる人</td></tr>
<tr><td>ひとり暮らし高齢寡婦</td><td>65～74歳で次のすべてに該当する人※（2）
・以前母子家庭だった人
・一人暮らしが1年以上続いていて、今後も同じ状態が続くと見込まれる人</td><td rowspan="2">あり
1割または2割負担
（生年月日によって異なる）</td></tr>
<tr><td>65～74歳低所得老人</td><td>市民税非課税世帯の人※（2）</td></tr>
</table>

※（1）申請月の月初からの助成　※（2）申請月の翌月からの助成

問国保年金課　☎・有（582）1120　FAX（582）1138

4月から非課税世帯の介護保険料を軽減します

令和元年10月からの消費税率10%への引き上げにより、国の定める介護保険法施行令の一部が改正されることに伴い、世帯全員が市民税非課税の人（所得段階第1～3段階）に対する介護保険料を改正しました。所得段階第4段階以上の介護保険料は、変更ありません。

第1号被保険者（65歳以上の被保険者）の皆さまの平成31年度保険料額は、6月に個別に通知します。

【所得段階（11段階）：基準月額5,900円】

所得段階	対象者	平成30年度		平成31年度	
		保険料率	年額保険料	保険料率	年額保険料
第1段階	・生活保護受給者および老齢福祉年金受給者で世帯非課税 ・世帯非課税で課税年金収入額＋そのほかの合計所得金額が80万円以下の人	基準額×0.45	31,860円	基準額×0.375	26,550円
第2段階	世帯非課税で課税年金収入額＋そのほかの合計所得金額が80万円超120万円以下の人	基準額×0.75	53,100円	基準額×0.625	44,250円
第3段階	世帯非課税で課税年金収入額＋そのほかの合計所得金額が120万円超の人	基準額×0.75	53,100円	基準額×0.725	51,330円
第4～11段階	改正なし				

※そのほかの合計所得金額とは、合計所得金額から課税年金収入額に係る雑所得を差し引いたものです。

問介護保険課　☎・有（582）1127　FAX（581）0203